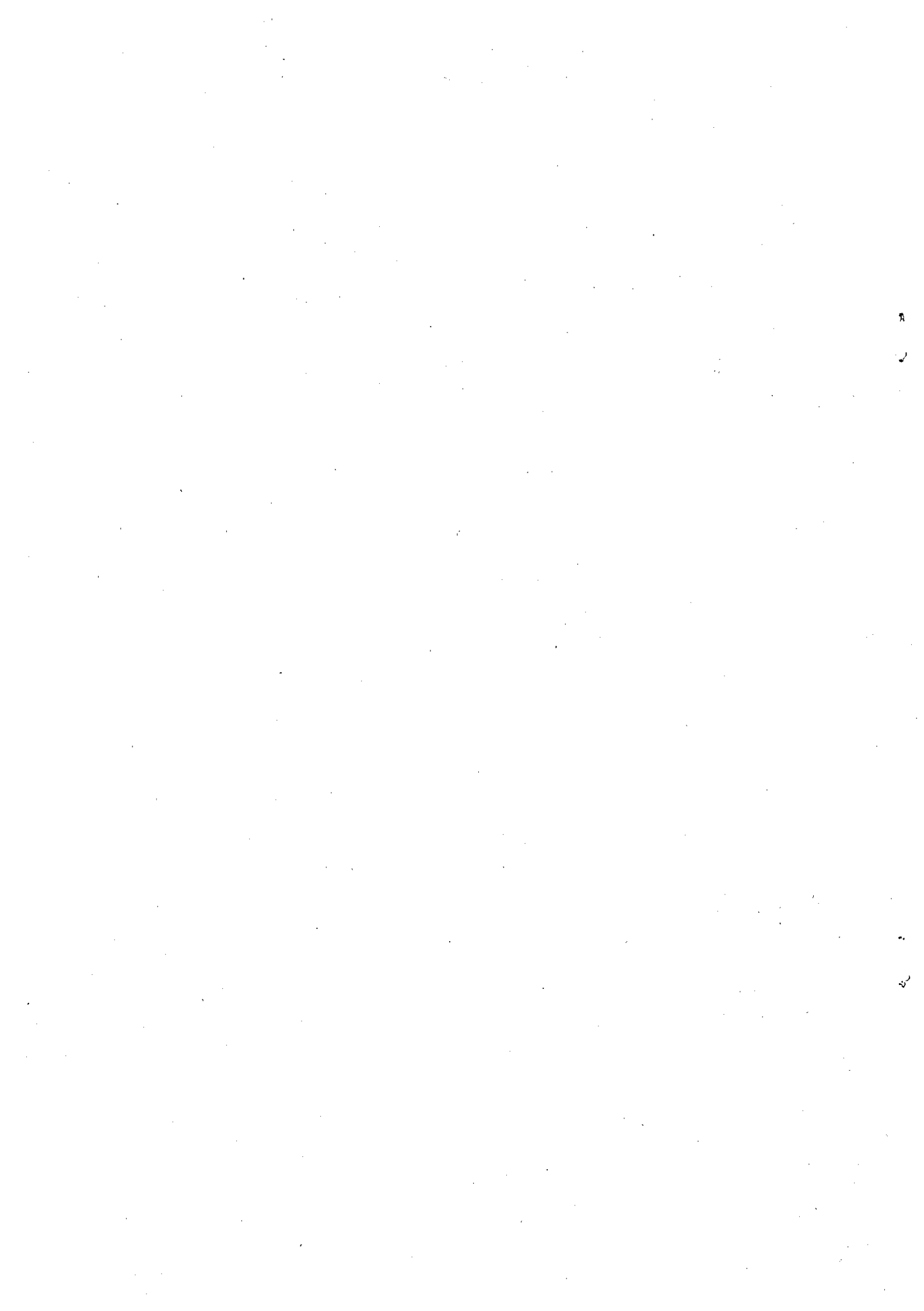


農林水産商工常任委員会資料

(平成26年10月9日)

項目	ページ
1 企業立地事業補助金を交付した企業の休廃止に伴う財産処分の取扱いについて 【立地戦略課】……………別紙	
2 株式会社鳥取メカシステムの工場設備増設に係る調印式の実施について 【立地戦略課】……………別紙	
3 第15回GTI諮問委員会(延吉)への参加の結果について 【経済産業総室(通商物流室)】……………1	
4 緊急雇用創出事業の平成26年度の追加執行状況について(10/9現在) 【雇用人材総室(就業支援室)】……………2	

商工労働部



第15回GTI諮問委員会（延吉）への参加の結果について

平成26年10月9日
経済産業総室通商物流室

中国延辺朝鮮族自治州延吉市で開催された第15回GTI（広域図們江計画）諮問委員会の「GTI北東アジア地方協力委員会（LCC）との合同会議」において、8月に米子市で開催した第2回LCC会議概要を発表するとともに、本県の産業・観光のPR及びDBS航路の紹介等を行った。

1 第15回GTI諮問委員会の概要

GTI諮問委員会は、加盟国副大臣級幹部職員が参加するGTIの事業方針、予算などを決定する機関であり、地方政府との意見交換を行う合同会議の場が設定されている。

- (1) 期 日 平成26年9月17日
- (2) 場 所 中国延辺朝鮮族自治州延吉市「延辺賓館」
- (3) 参加者
 - ・GTI参加国中央政府副大臣級幹部職員（中国商務部、韓国企画財政部、ロシア経済発展省、モンゴル財務省）
 - ・GTI北東アジアLCC地方政府幹部職員（吉林省、黒龍江省、遼寧省、内モンゴル自治区、江原道、沿海地方、モンゴル・ドルノド県、鳥取県）
 - ※本県から吉川通商物流戦略監が参加
 - ・加盟国輸出入銀行及び国際協力機関職員 など

(4) 内 容

●第15回GTI諮問委員会での参加加盟国の合意事項等

- ・GTIの法人化に向けた2016年までの工程の再確認。
- ・GTIの優先分野（運輸、貿易・投資、観光、エネルギー、環境）の事業推進の支持。
- ・GTI北東アジアLCC会議等地方協力の取組や国際協力機関の参画、北東アジア輸出入銀行協会設立の支持。
- ・2014年のGTI行動計画及び2015年のGTI事業及び予算案の承認。
- ・第16回GTI諮問委員会は2015年に韓国での開催。 など

●GTI北東アジアLCCとの合同会議

<本県の発言等>

- ・鳥取県の産業・観光やDBS航路、米子ーソウル便などの紹介。
- ・第2回GTI北東アジアLCC会議概要及び鳥取宣言（海陸複合一貫輸送ルートの構築及び課題、ロジスティック委員会の設置、次期開催地：ドルノド県）の報告。
- ・北東アジア地域と日本との物流・人流の活性化のためには、地方政府だけではなく、中央政府や物流事業者など関係者が一体となった取組が必要であることから、次のことを提案した。

①GTI運輸部会の「GTI地域輸送戦略・アクションプラン（※）」の確実な実施。

（※）運輸分野におけるGTI地域輸送戦略、インフラ開発、GTI地域及び北東アジア全体の国境通過輸送の円滑化に向けたガイドラインを示したもので、輸送回廊の出入国拠点における手続き（特に中露間）の向上・円滑化などに向けた事業内容、スケジュールが盛り込まれている。

②DBSフェリーなど既存の航路をモデルルートとしての物流、人流の課題等の検証（GTI運輸部会においてDBS航路を活用したトライアル輸送の実施等）。

③中露国境を越える海陸複合一貫輸送の円滑化に向けた政府間協約の推進。

<加盟中央政府の意見>

地方政府間の協力の取組及び本県の第2回GTI北東アジアLCCの開催結果について歓迎するとともに地域間協力の推進について支持する旨の発言があった。

緊急雇用創出事業の平成26年度の追加執行状況について(10/9現在)

平成26年10月9日
雇用人材総室
就業支援室

緊急雇用創出事業の今年度の県事業予備枠を活用して追加執行することとなった事業の状況については、下記のとおりです。

記

1 執行状況

単位：千円

事業名	H26 予算額 ①	①のうち 県事業額 ②	②うち 予備枠 ③	報告済額 ④	今回報告 ⑤	合計 ⑥ =(④+⑤)	予備枠残 額 ③-⑥
地域人づくり事業	1,150,288	850,288	65,888	17,324	26,843	44,167	21,721

※予算額から県事業額を除いた残りは、市町村補助事業として実施するもの

<参考>

○地域人づくり事業

地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大及び処遇の改善に取り組む事業

2 追加執行内訳（7月以降に追加決定した事業）

○地域人づくり事業

・雇用拡大プロセス/雇用型（雇入れを伴うもの）

所属名	事業名	雇用創 出人数 (人)	事業費 (千円)	左のうち 人件費 (千円)	事業内容
障がい福祉課	障がい者 相談支援 事業所サ ポート事 業	15人	26,843	21,705	県内の指定特定相談支援事業所等において、障害福祉サービスを受けるために必要となるサービス等利用計画の作成業務に関する実務や講義等の研修を行うことにより、計画相談業務のスキル向上を含めた障がい福祉分野の人材の確保及び人材育成を行う。

別紙

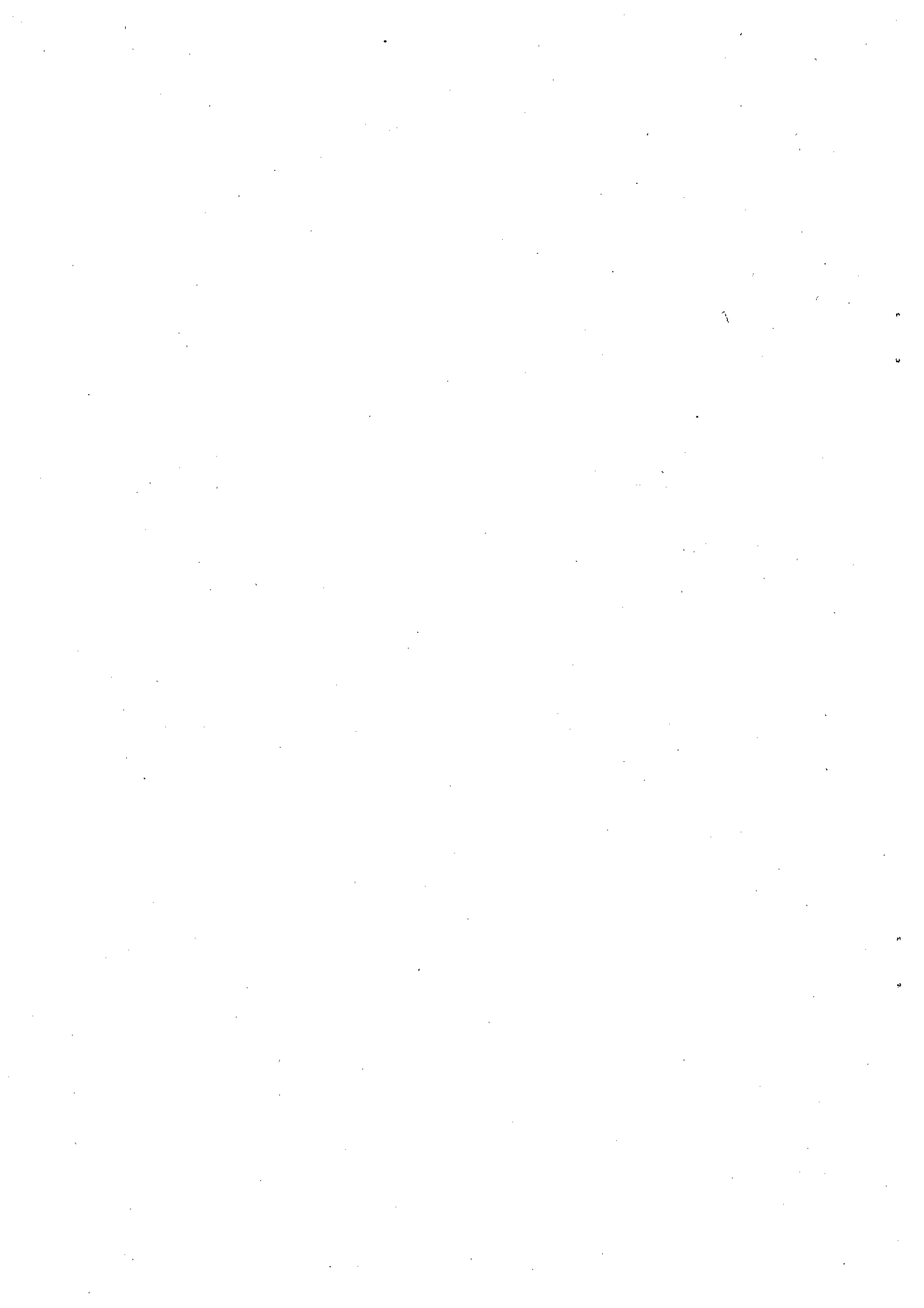
農林水産商工常任委員会資料

(平成26年10月9日)

項目

- 1 企業立地事業補助金を交付した企業の休廃止に伴う財産処分の取扱いについて
【立地戦略課】…………… 1
- 2 株式会社鳥取メカシステムの工場設備増設に係る調印式の実施について
【立地戦略課】…………… 2

商工労働部



企業立地事業補助金を交付した企業の休廃止に伴う財産処分の取扱いについて

平成26年10月9日
立地戦略課

企業立地事業補助金を交付した企業の休廃止に伴う財産処分の取扱いは、以下のとおりです。

事業の休廃止に伴う企業立地事業補助金交付財産の取扱いについて

企業立地事業補助金の交付企業が事業継続努力義務期間中(※注1)に事業を休廃止した場合、まずは離職する従業員や取引先への配慮の有無等を勘案して補助金返還の有無を判断することとなる。

ただし、当該企業が財産処分制限の対象となる財産(※注2)の処分を行った場合については、その取扱いについて次のとおり整理する。

- 〔※注1：事業継続努力義務期間：企業立地事業補助金⇒事業完了から7年間、情報通信関連雇用事業補助金、コンテンツ・事務管理事業補助金⇒事業開始から10年間〕
- 〔※注2：鳥取県補助金等交付規則上、不動産、船舶等及び一定額以上の償却資産が残存する場合に、財産処分制限規定が適用される。〕

<休廃止企業が行う財産処分に対する返還の整理>

事業者	取扱い	根拠規定
財産処分者	財産処分を行った場合は、 <u>原則、補助金返還を求める。</u>	鳥取県補助金等交付規則
財産取得者	原則、企業立地事業補助金の要件を満たす場合、 <u>補助金を交付する。</u> 〔※ただし、企業間で補助金を重複して取得するような故意があると認められる場合等は、補助金を交付しない。〕	鳥取県企業立地等事業助成条例、同条例施行要綱

※破産法に基づく破産手続きが開始された場合は、財産処分がなされたものとして取り扱う。

なお、当該財産処分が、一体的な関連性のある企業間での「事業継承」により行われる場合については、その取扱いについて次のとおり整理する。

<企業間で「事業継承」が行われた場合の取扱い>

企業間で「事業継承」が行われた場合については、事業譲渡者に対して補助金返還を求めないとともに、事業継承者に対し補助金を交付しないこととする。

〔事業継承の考え方：資本関係のある関連会社等へ補助金交付対象となった財産を引き継ぐとともに、雇用、事業等を継続するなど事業の一体的な関連性があるとして知事が認めた場合〕

⇒地域経済の活性化及び雇用の確保の観点から、企業立地事業補助金の交付目的に沿うものと認められるため。

【参考：企業立地事業補助金の交付を行った財産の処分について】

鳥取県補助金等交付規則(抜粋)

(財産の管理)

第25条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、交付目的に従って、適正に管理しなければならない。

2 補助事業者等は、前項の財産のうち次に掲げるものを、知事の承認を受けずに交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付目的及び財産の耐用年数を勘案して知事が別に定める期間を経過したときは、この限りでない。

(1)～(4) 略

株式会社鳥取メカシステムの工場設備増設に係る調印式の実施について

平成26年10月9日
立地戦略課

株式会社鳥取メカシステム（本社：鳥取市）が、事業の拡大に伴い、工場設備の増設を行うこととなり、これを支援する鳥取県及び鳥取市との間で協定書の調印式を行いました。

1 企業概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 名 称 | 株式会社鳥取メカシステム |
| (2) 代 表 者 | 代表取締役 林 正人（はやし まさと） |
| (3) 本 社 所 在 地 | 鳥取市若葉台南七丁目1番31号 |
| (4) 資 本 金 | 30,000千円 |
| (5) 売 上 額 | 25億600万円（平成26年3月） |
| (6) 従 業 員 数 | 111人（平成26年8月時点） |
| (7) 事 業 内 容 | 各種自動機設計・製作・メンテナンス、各種精密部品設計・製造 |
| (8) 今後の事業見通し | 大手電子機器メーカーの受注により業績は急伸し、引き続き新機種での継続受注により業績は堅調である。なお、この度の事業は、医療・介護分野等、今後成長が見込まれる分野への展開であり、好調な業績が期待される。 |

2 立地計画概要

(1) 増 設 場 所	株式会社鳥取メカシステム 工場内 (鳥取市若葉台南七丁目1番31号)
(2) 事 業 内 容	医療・介護分野での事業展開を図るための機械設備導入
(3) 雇 用 計 画	30名（正規雇用者30名）
(4) 投 資 規 模	約1億円
(5) 操 業 開 始	平成27年1月（予定）

3 企業立地支援の見込み

鳥取県	企業立地事業補助金	鳥取市	企業立地促進補助金	合計
	43,572千円		3,267千円	46,839千円

(※その他：正規雇用奨励金による支援予定)

4 調印式

- (1) 日 時 平成26年10月8日（水）13時40分から14時30分まで
(2) 場 所 知事公邸 第一応接室
(3) 出席者 株式会社鳥取メカシステム
代表取締役 林 正人
鳥取市長 深澤 義彦
鳥取県知事 平井 伸治



※今回の調印式は、県内の中小企業が行う、高い競争力のある独自技術を活用し市場獲得を目指す事業を対象に、平成26年2月に企業立地事業補助金の加算措置として新たに追加した、「県内中小企業ニッチトップ加算」の第1号の認定となります。

「県内中小企業ニッチトップ加算」について

県内に本社を有するとともに、県内において7年以上事業を継続する中小企業が行う事業のうち、「事業者が独自技術を活用し、新たな需要獲得及び雇用拡大を行う事業」として知事が特に認めるものについて認定するもの。

協 定 書

株式会社鳥取メカシステム（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）及び鳥取市（以下「丙」という。）は、甲の工場等の増設（以下「増設事業という。」）について次のとおり協定する。

第1条 甲は、別紙1のとおり増設事業を行うものとする。

第2条 乙及び丙は、前条に定める増設事業が支障なく円滑に行われるよう、誠意をもって協力するものとする。

第3条 甲は、増設事業に当たり、法令等の規定を遵守し、公害の発生防止と周辺環境の保全に努めるものとする。

第4条 甲は、従業員の採用に当たっては、鳥取市在住者の積極的な採用に努めるものとする。

2 乙及び丙は、甲の人材確保に当たっては、誠意をもって協力するものとする。

第5条 甲が別紙1のとおり行う増設事業に対し、乙及び丙は、別紙2に定める支援を行うものとする。

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事業を実施する上で知り得た他の当事者の営業、人事、技術その他の業務上の機密（以下「機密情報」という。）を保持するものとし、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、機密情報を開示しようとする者があらかじめ書面により当該機密情報を保有する他の当事者の同意を得た場合は、この限りでない。

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有し、信義を重んじ誠実にこの協定を履行するものとする。

平成26年10月8日

甲 鳥取県鳥取市若葉台南七丁目1番31号 株式会社鳥取メカシステム 代表取締役

乙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県 鳥取県知事

丙 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 鳥取市 鳥取市長

(別紙1)

増 設 計 画 概 要

1 事業所の名称	株式会社鳥取メカシステム
2 所在地	鳥取市若葉台南七丁目1番31号
3 操業開始	平成27年1月(予定)
4 事業内容	医療・介護分野での事業展開を図るための機械設備導入
5 雇用計画	30名

(別紙2)

1 鳥取県の支援

- ・鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）に基づく支援
- ・働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県正規雇用創出奨励金支給要領（平成23年4月1日制定）に基づく支援

2 鳥取市の支援

- ・鳥取市企業立地促進要綱（平成14年9月4日制定）に基づく支援

